

3 新庁舎における見学者受入体制の整備

○高野 真帆 小山 朗子

要約

当所における広報活動の一環として、希望者を対象に所内見学を実施している。令和2年4月の庁舎移転に伴い、見学の要望が増加した一方、新庁舎見学時にはバイオセキュリティへの配慮が必要であるため、見学者受入体制を整備した。

第一に、「東京都家畜保健衛生所見学者受入要領」の改訂を行った。要領では、所内を3エリアに区分し、エリアごとに対象者及び実施方法を規定した。また、見学者の安全確保と危害防止のため、「見学者の遵守事項」を明記した。

第二に、当所施設や業務内容に対する理解を促進するため、見学方法を工夫した。見学時は初めに講義による概要説明を実施し、その後、少人数毎の所内見学を実施した。所内見学では、検査機器や検査内容についての案内パネルを作成・掲示し、検査室に入らない場合はパネルで説明を実施した。また、解剖室や焼却炉、準備室等の扉を開け、屋外から見学するルートを組み込むことで、移転により大きく改善した交差汚染防止対策について全体的な流れが把握しやすくなった。

さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止した集合研修の代替として、業務紹介動画を作成し、対象者に配布した。この動画は、所内見学時の業務紹介として活用が可能である。今後は、出張や検査等の業務を紹介する動画をさらに作成し、情報発信機能の充実を図るとともに、専門的な学生研修にも対応できる体制整備を行う。

当所では、広報活動の一環として、研修生や見学者の受け入れを実施している。研修生については、「東京都家畜保健衛生所研修生受入要領」に基づき、主に獣医大学の学生を受け入れている。研修生の受け入れは、家畜保健衛生所（家保）の業務や社会的役割を学生に周知するとともに、将来的には産業獣医師や公務員獣医師の人材確保につながることを期待されている。見学者については、「東京都家畜保健衛生所見学者受入要領」（要領）に基づき受け入れが実施され、地域住民の方々や周辺区市

町村、関係機関、都の関係部署等に向けて業務内容を周知することを目的としている。

一方、平成27年に当所の施設整備と機能強化に取り組むため設置された「東京都家畜保健衛生所整備検討委員会」によって示された「東京都家畜保健衛生所整備に向けた提言（平成28年1月）」の中で、家保の役割の一つとして、情報発信機能が挙げられた。東京都の特徴として、大消費地であり、食の安全への関心が高い一方、家畜等に接する機会が少なく、畜産業や家畜衛

生について十分な理解が得られていない現状が挙げられる。この状況下で、当所は都民に対し、家畜衛生や畜産のPRと理解促進を行う情報発信の拠点となるべきと提言された。このことが施設整備のコンセプトにも盛り込まれ、令和2年4月の移転を機に情報発信機能の充実が図られることが期待されている。

令和2年4月の新庁舎への移転を機に、見学の要望が増加した。その一方で、新庁舎では、病原体の持ち込み、持ち出し及び交差汚染を防止し安全を確保するため、職員専用区域の設定や作業動線の確保、各検査室の安全キャビネットやUV装置の増設など、バイオセキュリティ体制が強化された。情報発信機能の充実と高度なバイオセキュリティの確保を両立して運用するため、見学者受入体制の整備を実施した。

要領の見直し

要領において、見学可能エリアを図1の通り区分した。すなわち、玄関やエレベーターホールなどの「開放エリア」、職員専用廊下や準備室などの「職員専用エリア共用部」(共用部エリア)、各検査室を含む「職員専用エリア検査室等」(検査室エリア)の3エリアである。なお、クリーンルームは全ての見学者について入室不可とし、この見学可能エリアから除外した。

次に、区分したエリアごとに見学の対象者と実施方法を定めた(表1)。開放エリアは基本的に制約を設けず、実施方法の規定は「職員が同行する」のみとした。職員専用エリアは、共用部エリア及び検査室エリアの共通事項として、海外への渡航に関する条件や、農場や野生動物が生息する地

域への立入に関する条件を設けた。また、検査室エリアについては、対象者を原則として「獣医師又は獣医系大学生」に制限し、実施方法についても、病性鑑定担当職員の同行、白衣の着用、サンダルの履き替えを規定し、原則5名という検査室入室の人数制限を設けた。



図1 所内エリア区分例

表1 見学対象者と実施方法

見学の範囲	対象者	実施方法
開放エリア	原則として制約を設けない。	職員が同行する。
職員専用エリア共用部	<ul style="list-style-type: none"> 家保の業務について詳細な説明を希望する者 過去1週間以内に海外から入国又は帰国している場合は、当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りがない者 農場又はいのしし等野生動物が生息する地域で着用した衣類や物品を洗浄・消毒なく持ち込んでいない者 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず職員が同行。 手荷物は持ち込まない。 入退場時、手指の洗浄又は消毒を行う。
職員専用エリア検査室等	職員専用エリア共用部の対象となる者で、下記の条件を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> 原則として獣医師又は獣医系大学生 家畜疾病の診断・検査に関する知識を有する者 検査業務及び施設について詳細な説明を必要とする者 	職員専用エリア共用部の方法と併せて下記のとおり実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 必ず病性鑑定担当職員が随行。 当所が用意する白衣及びマスク着用。 検査室及び解剖室入室する際は専用のサンダルに履き替える。 検査室への入室は、同時に原則5名。

また、新たな項目として、「見学者の遵守事項」を明記した。当所では病原体や汚染物品の取り扱いがあり、適切な運用がなされていないと交差汚染の危険性があること、精密機器や劇物、毒物の取り扱いがあること等の理由から、見学者の安全確保と危害防止のため遵守事項を規定した。遵守事項には、写真撮影の禁止や見学中に知りえた病原体や危険物の保管状況等の情報についての守秘義務、物品や機器への接触及び持ち出しの禁止等を記載した。

見学方法の検討

要領の見直しにより、従来は希望する全員に実施していた検査室内への立入を制限することとなり、共用部エリアから検査業務について説明する機会が増加することが想定された。しかし、各検査室ののぞき窓は小さく検査室全体を見渡すには不十分であり、各検査室の機器はその数が多く、用途が複雑多岐に及ぶ。このため、見学者に対しわかりやすい案内を行うための方法を検討した。

まず、見学の流れを設定した(図2)。最初に、講義形式で当所業務や施設の概要の説明を行い、その後、5名程度の少人数のグループごとに所内見学を行うこととした。



図2 見学の流れ

所内見学時の工夫の1点目として、「案内パネルを用いた説明」が挙げられる。各検査室の機器や検査内容について説明した案内パネル(図3)を作成し、各検査室前に設置した。5人程度のグループで見学することを想定し、A3サイズのパネルを1検査室あたり2~4枚程度で作成した。また、クリーンルームや排気装置等の見学できない設備についても同様の案内パネルを作成して説明することで当所業務への理解促進につなげた。



図3 案内パネルの例

2点目の工夫として「屋外ルートの設定」を行った。移転により大きく改善した点に、出張時及び解剖時の交差汚染防止に配慮した作業動線の確保が挙げられる(図4)。これを検査室エリアに含まれる洗浄室、更衣室、解剖室及び焼却炉の中に入ることなく説明するために、屋外ルートを見学に盛り込んだ。

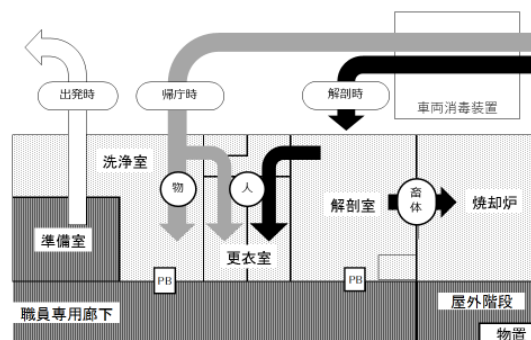


図4 交差汚染防止に配慮した作業動線

各部屋の扉を開け外から見学することで、車両消毒装置から続く洗浄室や解剖室、焼却炉への動線が見通せるルートとなった(図5)。屋内からの説明よりも全体的な流れが一度に把握しやすく、作業動線の理解が容易なルートになったと考えている。



図5 屋外ルート

新型コロナウイルス感染症対策

見学を実施する上で、今年度は新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）に対する対策も必要となった。コロナ対策をしていく中で、整備を行った受け入れ体制が有効に活用された。基本的な予防策として職員専用エリアに入る前の手指消毒やマスクの着用、密を避ける対策として、少人数グループに分かれた案内や案内パネルを用いた説明、屋外ルートが有効に活用できた。

さらに、コロナの影響により、例年実施している大人数の見学会や研修会が中止となった。その代替として、家畜伝染病発生時の防疫作業の際に着用する「防護服の着脱方法」の説明動画と、都内養鶏場で昨年実施した防疫演習時の記録を活用した「高病原性鳥インフルエンザ発生時の殺処分方法」の動画を字幕入りで作成し、見学会及び研修会の対象者だった獣医大学生と都の防疫要員に配布した。これらの動画は、今後、家畜伝染病の発生時の防疫要員への事前説明や、当所の業務紹介として活用が可能である。

まとめと考察

今年度は全 11 回、計 86 名の見学者を受

け入れた（表 2）。

表2 今年度の受け入れ実績

見学日	人数
6月2日	3名
6月17日	18名
9月18日	10名
9月25日	4名
10月5日	6名
11月9日	5名
11月17日	1名
11月25日	20名
12月14日	16名
12月21日	1名
1月29日	2名
計 11回	86名

受け入れ体制の整備を行ったことで、見学者の安全とバイオセキュリティを両立し、安全に受け入れを実施することができた。また、見学方法の工夫により、見学者にとって理解しやすい案内が可能となるよう努めた。

「東京都家畜保健衛生所整備に向けた提言（平成 28 年 1 月）」でも示されたように、当所は今後、畜産関係者のみならず一般の都民に対しても積極的に情報発信を行うことが期待されている。今年度、多数の見学者を受け入れ、新庁舎での業務案内を実施できたことは情報発信機能の充実につながる第一歩となった。今後、さらに多くの都民を対象に情報発信を行うためには、ホームページの改善や紹介動画の公開が有効だと考えられる。その際、案内パネルの内容やコロナ対応で作成した動画を一般向けに編集し直し、ホームページで公開する等、今回の見学者受け入れ体制整備において作成したコンテンツの活用が期待できる。また、次年度は、より詳細で専門的な業務説明や技術実習が必要となる獣医大学の学生を対象に実施した研修について整備を進めていきたい。